

報 告 事 項

令 和 2 年 3 月 定 例 会

令和2年3月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
4	損害賠償の額を定める専決処分について	1
5	訴えの提起に関する専決処分について	5

令和2年報告第4号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月23日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年3月3日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 損害賠償額

105,277円

2 事故の概要

令和元年8月29日午前11時55分頃、岡崎市細川町字雨戸33番地6の店舗の駐車場において、固定資産税に係る家屋調査のため移動中の公用自動車が、駐車場を出るために後進した際、同時に後進していた相手方自動車と接触し、当該自動車の左後方バンパーを損傷する損害を与えた。

令和2年報告第5号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月23日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和2年3月4日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 管轄裁判所
名古屋地方裁判所岡崎支部
- 2 相手方の住所及び氏名、明渡しを求める市営住宅等並びに家賃等相当損害金の滞納額

相手方の住所及び氏名	市営住宅等	家賃等相当損害金の滞納額
***** *****	若松荘 *号棟*号 駐車区画*番	297,000円 (令和2年2月21日現在)

備考 市営住宅等とは市営住宅及び駐車区画を、家賃等相当損害金とは家賃及び駐車場使用料に相当する金銭をいう。

- 3 請求の趣旨
相手方に対し市営住宅の明渡しを求め、家賃等相当損害金の滞納額及びその遅延損害金並びに明渡請求後の損害金の支払を求める。
- 4 請求の原因

相手方は、岡崎市の設置した市営住宅に入居の許可を得て居住していた父親と同居していたが、父親が死亡したため、入居の承継手続を行う必要があったところ、市からの指導に応じず、承継手続を行わないまま居住を継続しており、不正の行為によって入居している状態にある。また、家賃等相当損害金を滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、家賃等相当損害金が支払われていない。

相手方の行為は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第32条第1項第1号及び岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）第42条第1項第1号に規定する公営住宅の明渡事由等に該当する。

よって、市営住宅の明渡し及び家賃等相当損害金の滞納額の支払を求める

ため訴えを提起する。

